

# 「映倫マークの取扱いご案内」

2009年7月1日  
映画倫理委員会

はじめに









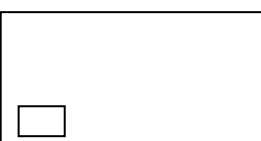
映倫審査諸規程の改訂に伴い、映倫のマーク類（「映倫マーク」、「宣材マーク」、「区分マーク」）のデザインを一新し、カラー化も致しました。映倫審査を終了した作品にご利用ください。

一般的にマーク類の使用にあたっては、観客、市民とりわけ保護者にとって、“個々のマークが持つ意味のわかりやすさ”、“大きくて見やすい”など利便性を計ることが肝要で、業界の各分野、各部門においても、出来るだけ統一的な使い方が望まれます。

そのためここにマーク類の標準的な使い方を“指針”として例示します。関連する参考資料『映倫マークファミリー基本形と表示規定』（EIRIN Basic Design Standard）及び「映倫審査のご案内」と併せてご利用下さい。

### 映倫のマーク類と表示位置

新しいマーク類には以下の3種があり、その基本的な表示位置は下図によります。

| 「映倫マーク」(○印)<br>プリント(フィルム)用<br>デジタル用<br><br>××××××<br>(映倫番号) | 「宣材マーク」(●印)<br>宣材用<br><br>×××××-A<br>(宣材番号) | 「区分マーク」(□印)<br> <br>どなたでもご覧になれます 小学生には助言・指導が必要<br> <br>15歳以上がご覧になれます 18歳以上がご覧になれます |
|--|--|--|
| 基本的な表示位置<br><br>題名の右下又は巻末の右下                                | 基本的な表示位置<br><br>宣材の右下                       | 基本的な表示位置<br><br>本編プリントの左下、宣材の左下   |

## 商標権

マーク類は単なる記号ではなく、重要なメッセージをもった映倫の「商標」です。無断使用や改変など、不適切な使用は一切認められません。

## データについて

映倫でデータを収めた CD-ROM を配布します。

CD-ROM には、「映倫マーク&区分マークシステムツリー」、「区分マークⅡ」(JPEG・PDF)、「映倫ポスター」(JPEG) のデータがあり、各マーク類はイラストレータソフトで利用できます。

また、映倫ホームページ(映画業界関係者の方へ)より、各区分「G」、「PG12」、「R15+」、「R18+」のマークシール(A-4サイズ)をプリントアウトし、ご利用出来ます。

## 新マーク類の使用開始

新マーク類は、原則として2009年5月1日以降に審査が終了した作品から使用することとします。但し経過措置として、2009年4月30日以前に審査が終了し、2009年6月以降に国内の劇場で初めて公開される作品にも使用できます。

なお、従来使用されてきたマーク類は廃止しません。

## マーク類使用の国際慣行

各国の映画法又は審査規程に基づくマーク類の取扱いに関する国際的な慣行は以下の通りです。

(1) 「審査機関のロゴ・マークと番号」は全世界で使用できます。

例：「映倫マーク／映倫番号」は、邦画の輸出用プリントにも使えます。

「海外審査機関のロゴ・マーク／番号」も国内配給用に残して使えます。

(2) 一方、「区分マーク」の使用範囲は、それを審査した国内に限定されます。

例：映倫の「区分マーク」は海外では使えません。

「海外審査機関の区分マーク」は国内では使えません。

これは、例え内容が全く同じ作品であっても、法令や文化により、審査基準により、各国で区分が異なることがあるためです。

## I 劇場公開の分野

### 1. 「映倫マーク」(○印)の取り扱い方

#### (1) 「映倫マーク」

「映倫マーク」は、“映倫の審査を終了した作品である証”として、本編、予告篇・特報、宣伝用特殊映像のプリントなどに必ず付されます。映倫はこのマークが付された作品に関して、審査上の責任を持ちます。



1 2 3 4 5 6

国内の映画館、市民ホールほかで上映される映倫審査済み作品のプリントには、全てこのマークが付されています。

#### (2) 「映倫番号」

「映倫マーク」の下段には、「映倫番号」が必ず付されます。1作品に1つの番号が基本です。ディレクターズ・カット版、オリジナル版ほか字幕・台詞や映像の一部を改訂した新版(再編集版)では別の、「S-」で始まる映倫番号となります。

#### (3) 「映倫マーク/映倫番号」の取得、使用の開始

「映倫マーク/映倫番号」は「映倫審査申込書」が提出されたときに”仮発番”されます。原則として一般・マスコミ向け試写会の前に“完成作品”の本審査を行い、審査員が判定した区分と指定理由を申請者が了承して、「区分指定書」が発行された後に初めて公表が可能となります。審査料納入を以て審査は終了し、「審査終了証」を発行します。

以下のような場合、映倫のマーク類は使用できません。

審査対象外の作品であったとき

「R18+」区分の基準を超える作品であったとき

審査員の判定した区分・指定理由に異議のある場合

審査料の未払いによる審査の取り消しがあったとき

但し例外として、日本映画では「脚本審査」、「ラッシュ版」の審査が、外国映画では「内審査」があるので、作品によっては、予め本審査用のプリントに「映倫マーク/映倫番号」が付されることもあります。

## 2. 「宣材マーク」(●印)の取り扱い方

### (1) 「宣材マーク」

「宣伝広告審査基準」及び諸規程に基づく審査を終了したポスターなどの宣材にはこの「宣材マーク」が必ず付されます。



1 2 3 4 5 - A

審査は色校正の段階から宣伝広告審査員が担当し、「宣材番号」が仮発番され、完成宣材を確認します。映倫はこのマークが付された宣材に関し、審査上の責任を持ちます。

### (2) 「宣材番号」

「宣材マーク」の下段には、必ずセットで「宣材番号」が付されます。この番号はプリント(フィルム)に付される「映倫番号」とは異なる番号で、邦画、外画とも“5桁の番号-A”と、末尾に「-A」(Advertisementの略号)が付きます。

マーク類の改訂にあたり、「宣材マーク」は「映倫マーク」と同じマークに変わりました。このためこれら2種のマークは、下段に付す「映倫番号」と「宣材番号」の違いで区別されます。

## 3. 「区分マーク」(□印)の取り扱い方

(1) 審査終了後、区分が確定した作品には、「区分マーク」を付すことができます。下段一行の説明文は、「区分マーク」の意味を補強する文言で、媒体や用途に応じ、使用者の判断で併用されます。



どなたでもご覧になれます



小学生には助言・指導が必要



15歳以上がご覧になれます



18歳以上がご覧になれます

「区分マーク」は個々の作品に最も相応しい“年齢層別の適切さ”を、映画を観覧する前に市民・観客に向けて案内するマークで、プリント、ポスター、新聞広告ほかで広範囲に使われます。一方、映画業界にとっては、製作上またはマーケティング面で、観客層に結びつく重要なマークです。

### (2) 「区分マーク」の取得、使用の開始

「映倫マーク」と同様で、「映倫マーク/映倫番号」は「映倫審査申込書」が提出されたときに“仮発番”されます。原則として一般・マスコミ向け試写会の前に“完成作品”の本審査を行い、審査員が判定した区分と指定理由を申請者が了承して、「区分指定書」が発行された後に初めて公表が可能となります。

なお、製作、マーケティング上で想定した区分の範囲に収まりそうか知りたい、区分が決まらなると宣伝計画を決められない、ポスターや前売り券に早く印刷したいなどの場合は、担当審査員にご相談下さい。

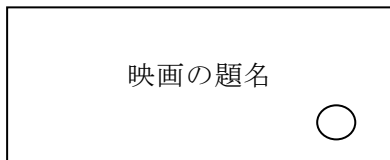
#### 4. マーク類の表示例

「映倫マーク」、「区分マーク」及び「宣材マーク」は、しばしば併用されることが多く、以下でその代表的な使い方を例示します。

##### (1) 配給用本編プリント（フィルム）

3D 版映画も含み、配給用プリントには、「映倫マーク／映倫番号」が必ず付されます。サイズは映画館の後方客席からでも「映倫番号」が読み取れる大きさで、長さは3秒が標準です。

イ：題名の右下



ロ：巻末の右下

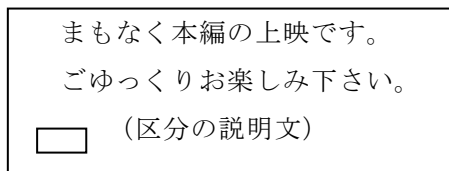


本編よりも予告篇の審査の際に「映倫マーク／映倫番号」が小さ過ぎて映倫番号の確認に困難を生じるときは、より大きくするようにお願いすることがあります。

日本の著作権法は無方式主義で、著作権は自動的に保護されます。但し海外での利用、海賊版問題や訴訟の観点から、通常邦画の巻末には「著作権表記」（著作権マーク／第一公表年／著作権者名）が付されています。

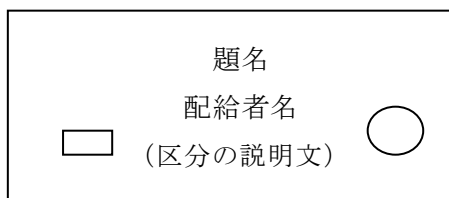
配給用プリントに「区分マーク」を付す場合：

イ：巻頭先付け（共用タイプ）



この先付けは、予め「映倫マーク／映倫番号」をオプショナル焼き込み済みのプリントに使えます。作品によらず、試写会ほか用途も広く、汎用性の高いタイプです。また邦画輸出の際には切り離すことで対応出来ます。

ロ：巻頭先付け（作品対応タイプ）



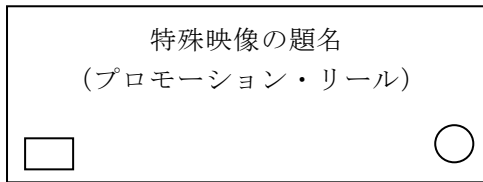
作品ごと、版ごとの利用となります。「映倫マーク／映倫番号」を入れずに完成した邦画や、ポジプリントを輸入する外画、またディレクターズ・カット、オリジナル版などの「新版（再編集版）」も製作する作品に適します。

また3D 版映画にマーク類を付す際に技術的に困難が生じますが、「映倫マーク／映倫番号」と共に巻頭の“3Dメガネ取扱い案内”の後ろに、このような先付けとして付ける事ができます。

ハ：レーザー打ち込み

配給用本編のプリントに「映倫マーク／映倫番号」をレーザーで打ち込むことも出来ます。「区分マーク」も同様です。出来るだけ所定のロゴ・マークに字体を似せて下さい。

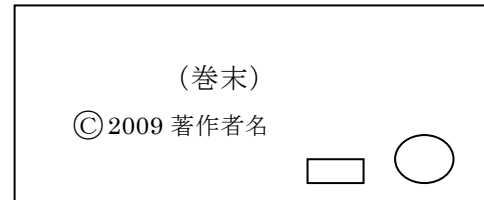
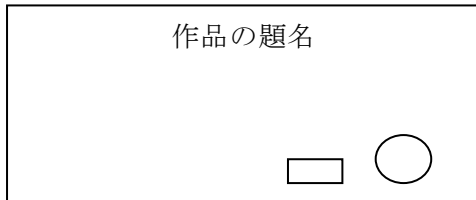
(2) 宣伝用特殊映像



ムービー・ニュース、プロモーション・リール、メイキング映像などの映像広告物は、「G」から「R18+」の4区分のいずれかに指定されます。

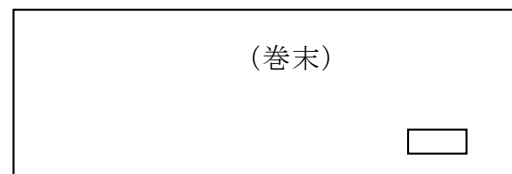
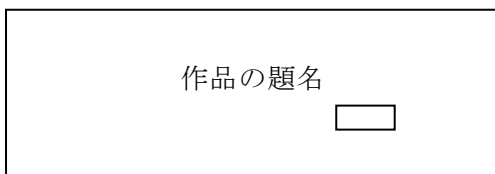
予告篇・特報（全て「G」区分）と混同され易いこと、またこの宣伝用特殊映像の上映は制限される（スクリーンで上映されている作品の区分を超えたものであってはならない）ことから、巻頭の左下に必ず宣伝用特殊映像自体の「区分マーク」を付して下さい。「映倫マーク／映倫番号(短編用)」も巻頭又は巻末の右下に必ず付して下さい。

(3) 予告篇・特報



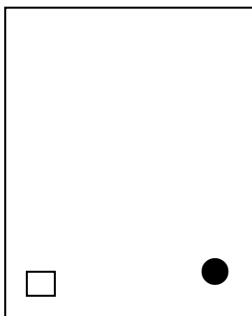
予告篇・特報の題名の右下又は巻末の右下には「映倫マーク／映倫番号-T」が必ず付されます。区分が決まり次第、宣伝する作品の「区分マーク」は、できるだけ題名の右下、又は巻末の右下に付して下さい。

(4) TV スポット



TV スポット上で宣伝する作品の区分は、区分が決まり次第、できるだけ付して下さい。

(5) ポスター

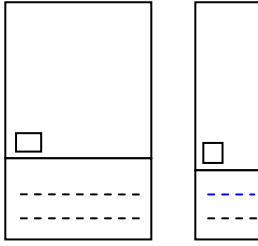


ポスターは通常、初日予定日のかなり前に宣材審査を受け、「宣材マーク／宣材番号」を必ず付して印刷・配布されます。その表示位置の基本は右下です。

「区分マーク」は決まり次第、付して下さい。「区分マーク」の使用は区分が決まった後なので、印刷されることもあり、後からシール貼りされることもあります。

区分のシールは、配給会社の方で用意することもありますし、映倫ホームページからダウンロード、カラー印刷して切り貼りすることもできます。なお説明文を併用するかどうかは、使用者の判断に委ねます。

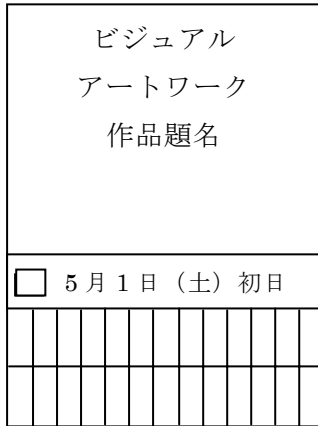
(6) 試写状、入場券



試写状や前売り券（特別鑑賞券）に「区分マーク」を付すことができ、左下を標準とします。

とりわけ、入場制限が伴う「R15+」、「R18+」作品の一般・マスコミ向け試写会の試写状には青少年健全育成条例に配慮して「区分マーク」を印刷することが望まれます。

(7) 新聞広告・雑誌広告



新聞・雑誌広告には、区分が決まり次第、「区分マーク」を付してください。

基本的な表示位置としては、図柄部分の左下で上映館名欄の左上とします。区分の説明文を併用する、しないは宣伝部門の判断に委ねます。

(8) バナー、スタンディーほか

バナー、スタンディーなど、映画館ほかへ設置する移動広告物にも「区分マーク」を付すことができます。

5 マーク類の利用範囲

(1) 区分マーク

「区分マーク」は、劇場公開、二次市場で、また配給者・興行者の宣伝・広報にとどまらず、新聞、雑誌、インターネット、TVも含めて様々なメディアの手による“作品紹介欄”などでも出来るだけ多く広範囲に利用されるよう取り計らい下さい。

(2) 区分と指定理由の公開

映倫はホームページで各作品の区分と指定理由を公開します。



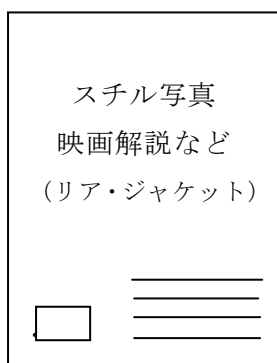
## II ホームエンターテインメントの分野（二次市場）

ホームエンターテインメント市場では、映画・映像作品は DVD、ブルーレイ、テレビ放映、ネット配信など様々なメディアでマルチユースされています。2009年6月以降、映倫の審査を“任意”で受け終了した作品から、新マーク類が使用できます。

### 1. DVD 向けマーク類の表示（例）

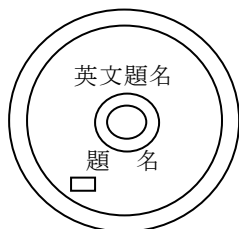
任意で映倫の方針・基準に基づく審査を終了した DVD には「区分指定書」を発行し、新しい「映倫マーク」、「区分マーク」が、ソフト、パッケージや宣材にも利用できます。

#### パッケージ（ジャケット）



「区分マーク」は、ポスターの図柄が採用されるフロント・ジャケットではなく、裏面リア・ジャケットの左下に付し、その下段に説明文を付すことを標準とします。

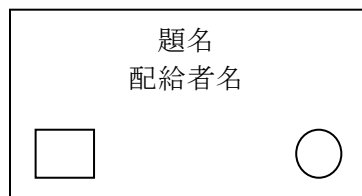
#### DVD 盤面



DVD はパッケージから外されて貸し出されたり、交換されたりもするので、DVD 盤面ラベル上にも「区分マーク」を付すことができます。

サイドキャップ（ラベル帯、たすき）に「区分マーク」を付すことも出来ます。

#### ソフト（プリント）の巻頭表示



視聴者、とりわけ保護者に向けた事前の情報提供として、比較的小さな画面でも、右下の「映倫マーク／映倫番号」、左下の「区分マーク」が読み取れるように付される事が大切です。

#### DVD 販促用宣材

要請があればポスターなどの審査も引き受け、「宣材マーク」も使用できます。

## 2. 劇映画のTV放映

映倫が審査した「G」から「R18+」区分の作品は、TV局により、また放送時間帯に応じて、ときには巻頭テロップ付で放映され、審査終了作品には新しい「映倫マーク」「区分マーク」を使うことができます。

なお、映倫の審査済み作品であっても、TV放映に際しては各TV局の審査方針によります。

### TV放映向けマーク類の表示（例）

|  |                       |
|--|-----------------------|
| 映倫「R15+」作品   |                       |
| この映画は、映画倫理委員会「R15+」作品として劇場公開されたものです。ご観覧の際は、保護者の皆様の適切なご配慮をお願いいたします。 |                       |
| <input type="checkbox"/>   | <input type="radio"/> |

|                          |                       |
|--------------------------|-----------------------|
| 題名                       |                       |
| 配給者名                     |                       |
| <input type="checkbox"/> | <input type="radio"/> |

|  |                       |
|--|-----------------------|
| 題名 配給者名  |                       |
| 映画倫理委員会 <input type="checkbox"/> で劇場公開した作品をTV放映用に再編集したものです |                       |
| <input type="checkbox"/>                                   | <input type="radio"/> |

“映倫「PG12」作品：この映画は映画倫理委員会「PG12」（小学生には助言・指導が必要）として劇場公開された作品です。ご観覧の際は、保護者の適切なご配慮をお願いいたします。”

### 映画倫理委員会

EIRIN (Film Classification and Rating Committee)

〒104-0061 東京都中央区銀座3丁目9番18号 東銀座ビル2階

TEL : 03 (3541) 2717~8

FAX : 03 (3541) 2719

HP : <http://eirin.jp/>

映倫HP映画業界関係者の方へのアクセス：

ID (認証) : eirin

パスワード : g12r15+R18